

《記入例》

事業区域外駐車施設設置理由書

吹田市長 宛

令和 7 年 4 月 1 日
(2025 年)

事業者 株式会社吹田市
代表取締役 吹田 太郎

代理人 株式会社土木部
代表取締役 土木 太郎

現在、吹田市泉町●-●（地番）で計画している共同住宅において、吹田市開発事業の手続等に関する条例第 47 条の規定に基づき駐車施設を計画しております。しかしながら、下記のとおり必要台数分を事業区域内に設けることが難しいため、事業区域外に駐車場施設を設けさせていただきたく存じます。

記

(1) 用途地域・敷地面積

近隣商業地域・600 m²

(2) 予定建築物等

共同住宅（内訳：単身者向 10 戸、小世帯向 10 戸）

(3) 駐車台数

必 要 台 数：6 台以上

事業区域内設置台数：3 台

事業区域外設置台数：3 台

(4) 敷地内設置ができない理由

(理由例)

- ・敷地が不整形かつ間口が●mと狭小のため、必要台数分を事業区域内で確保した場合、規定の車路幅を確保することが難しいため。
- ・機械式駐車場の設置を検討しており、必要台数分を事業区域内で確保した場合、車の待機スペースを確保することができないため。
- ・機械式駐車場の設置を検討しており、必要台数分を事業区域内で確保した場合、建物基礎に干渉するため。
- ・必要台数分を事業区域内で確保した場合、建築基準法施行令 128 条の敷地内通路を有効 1.5 m以上確保できないため。